

議案第91号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項）」に、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第17条の2第1項中「第703条の5の」を「第314条の2第1項に規定する」に、「及び山林所得金額並びに」を「（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び」に、「同法附則第33条の2第5項」を「地方税法附則第33条の2第5項」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は

第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に改め、「(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の算定についても同様とする。)」を削り、「地方税法附則第34条第4項」を「同法附則第34条第4項」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に、「租税条約等実施特例法」を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法」に、「同じ。)の」を「この項及び次項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の」に改め、同条第3項中「総所得金額」を「総所得金額(」に、「とする。)」を「とする。」に、「所得の金額(」を「については、」に改める。

第22条ただし書中「大阪市市税条例(昭和29年大阪市条例第16号)第26条第2項に規定する」を「前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が大阪市市税条例(平成29年大阪市条例第 号)第19条に定める金額以下である」に改める。

附則第5項から第7項までの規定中「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、平成29年度分以後の保険料について適用し、平成28年度分以前の保険料については、なお従前の例によ

る。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

保険料の所得割額の算定方法等を改めるとともに、平成29年度分の保険料に係る保険料率の特例措置を講じ、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市国民健康保険条例 (抄)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額)

第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定の適用がないものとして算定した同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額

配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等

に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場の適用がある

場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法の適用がある

法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の第5項 一般株式等 附則第35条の3第

6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項
15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規

定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4
13項若しくは第15項

第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。)に規定する特例

適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下租税条約等実施特例法という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下基礎控除後の総所得金額等という。）に、第14条の所得割の保険料率を乗じた額とする。

2 省 略

（保険料の減額）

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した地方税法第703条の5の 総所得金額及び 第314条の2第1項に規定する

金額及び

（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は

第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項 山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の規定の例によらないものとし、 及び

額（同法 附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額 地方税法 配当所得等の金額（同法附則

、同法附 第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）

則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所 得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものと

し、株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の算定についても同様とする。）、地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項 同法

に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等 に係る譲渡 第5項 一般株式等

所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項 附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、

同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項

の規定の適用がある場合には、その適用

後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に265,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

2 省 略

3 被保険者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「総所得金額」 総所得金額（

とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「所得の金額（同法）」
とする。 については、

とあるのは「所得の金額（地方税法）」とする。
については、

（保険料に関する申告）

第22条 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者にあつては、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の前年の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されて

いるとき又は当該納付義務者、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が同項ただし書に規定する者（大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第26条第2項に規定する前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得

金額をいう。）が大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第 号）第19条に定める金額以下である者を除く。）であるときは、この限りでない。

る

附 則

1 - 4 省 略

5 平成28年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率に係る第14条第1項の規定の適用について 平成29年度分

ては、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号ア中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

6 平成28年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率に係る第14条の2の6第 平成29年度分

1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号ア中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

7 平成28年度分の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率に係る第14条の6第1項の規定の 平成29年度分

適用については、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

8 省 略